省　令

○農林水産省令第三十八号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項第二号、第四条第一項第三号、第六条第一項第六号、第九号及び第十一号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十四日

農林水産大臣　野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則
（原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料）	（新設）
第一条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）は、次のとおりとする。	
一　魚廃物加工肥料	
二　乾燥菌体肥料	
三　副産動植物質肥料	
四　菌体肥料	
五　副産肥料	
六　液状肥料	
七　吸着複合肥料	
八　家庭園芸用複合肥料	
九　化成肥料	
（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）	（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）
第一条の二　法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。	**第一条**　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。
一　汚泥肥料	一　下水汚泥肥料
（削る）	二　し尿汚泥肥料
（削る）	三　工業汚泥肥料
（削る）	四　混合汚泥肥料
（削る）	五　焼成汚泥肥料
（削る）	六　汚泥発酵肥料
二・三　（略）	七・八　（略）
第一条の三～第一条の五　（略）	**第一条の二～第一条の四**　（略）